

放課後児童クラブ多子世帯利用料支援事業のお知らせ

金沢市では、今年度から多子世帯（所得制限あり）の利用支援を開始しました。
本事業のご利用をご希望の方は、このお知らせをお読みのうえ、ご申請ください。

1. 対象となる世帯

以下の①、②の両方を満たす世帯

① 養育する児童が金沢市内の放課後児童クラブを利用していること
（金沢市からの事業委託により運営されているクラブに限る）

ふたり親世帯は
父母などの
所得割額を
合算した額

② 第二子以降の児童を養育し、市民税所得割合計額が 57,700 円未満であること

※ひとり親家庭支援事業・ひとり親多子世帯利用料支援事業で助成を受けている世帯を除く

2. 支援内容

対象世帯の保護者が負担する放課後児童クラブの利用料について、
以下の軽減を行います。

対象児童の 出生順	対象世帯の今年度の 市民税所得割合計額	軽減額 (月額・一人当)
第二子以降	57,700 円未満	上限 10,000 円

市民税
所得割額の
確認方法は
こちら



※出生順は、保護者が養育する 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間（高校 3 年生の歳）にある子のうち、年長者から数えて何番目の児童かで判断します。

※利用料とは、放課後児童クラブに対し、その利用にあたって、保護者が毎月定額により支払う料金（基本料）を指します。

※軽減額には、各放課後児童クラブが独自に軽減している額を含みます。

※市民税所得割額について、給与から天引きされる方（特別徴収の場合）は、6 月ごろに会社等から配布される「市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額通知書」、自営業等個人で納付される方（普通徴収の場合）は、市から送付される「市民税・県民税・森林環境税 納税通知書」により確認ができます。

3. 申請方法

(1) 提出書類

「放課後児童クラブ多子世帯利用料支援事業支援対象資格認定申請書 兼 同意書」

上記書類を以下の URL または二次元コード（最下部に記載）からダウンロードし、必要事項をご記入のうえ、金沢市子育て支援課へご提出ください。

<https://www4.city.kanazawa.lg.jp/material/files/group/60/tashisetai-shimseishoR7.pdf>

※本年の 1 月 2 日以降に本市に転入された方、本年の住民税が本市以外の市区町村で課税されている方は、当該年度の市区町村民税所得割額が確認できる「所得課税証明書」等の写しをご提出ください。

(2) 提出期限

期限 令和7年11月30日(日)

※期限以後(令和8年2月末まで)に申請の必要が生じた場合は、子育て支援課へご相談ください。

(3) 提出先

金沢市電子申請サービス(ファイルをアップロード) ※二次元コードは、最下部に記載

<https://ttzk.graffer.jp/city-kanazawa/smart-apply/apply-procedure/1061195517747220269>

※PDF ファイルや画像データにてご提出ください。

4. 審査結果について

放課後児童クラブを通じて、申請者あてに審査結果をお送りします。なお、利用料の軽減に関する事務処理等のため、審査結果はクラブにも通知します。

5. 軽減方法

2に記載の額が放課後児童クラブの月額利用料から軽減されます。所属するクラブにより軽減の方法(月額の減額やすでに支払った額の返金など)や時期が異なりますので、詳細は各クラブにお問い合わせください。

※毎月、クラブにお支払いの利用料から、すでに2の軽減額以上の額が減額されている場合には、月額の変更や返金がない場合がありますが、その場合も申請が必要です。

6. 注意事項

制度の対象となる条件(前年所得、世帯構成等)の変化があった場合には、認定内容が変更となることがありますので、必ず金沢市子育て支援課へご報告をお願いします。なお、遡って変更になる場合などは、すでに受けた軽減額の返金や利用料の追納が必要となることがありますので、ご注意ください。

【申請書ダウンロード用二次元コード】



【申請書アップロード用二次元コード】



担当

金沢市こども未来局子育て支援課

電話 (076) 220-2285

FAX (076) 220-2360

E-mail kosodate@city.kanazawa.lg.jp